

農地法等に基づく海田町の処分に係る審査基準等

令和 5 年 4 月 1 日

当審査基準等において使用した略語は、次のとおり。

法	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
施 行 令	農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）
施 行 規 則	農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）
知 事	広島県知事
県	広島県
農 地 等	農地又は採草放牧地

※「おおむね」の取り扱い

本書において、距離および面積について「おおむね」とした場合は 2 割の範囲内で運用するものとする。

※農地法関係の海田町への権限移譲に伴う表記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき広島県が制定した「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」（平成 11 年条例第 34 号）第 2 条により、農地法関係の事務・権限が市町へ移譲されています（4 ヘクタール超の農地転用許可権限を除く）。

なお、文中「農業委員会」は「町」又は「町長」と読み替えます。

目 次

第 1 編 申請に対する処分

第 1 章 審査基準

第 1 節 農地等の判断基準-----	1
第 2 節 農地所有適格法人の判断基準-----	2
第 3 節 農地等の権利移動の審査基準-----	8
第 4 節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の審査基準-----	1 6
第 5 節 農地等の賃貸借の解除等の審査基準-----	4 6

第 2 章 標準処理期間----- 4 8

第 2 編 不利益処分

第 1 節 農地等の権利移動の許可の取消し-----	4 9
第 2 節 農地等の転用及び転用目的の権利移動の 許可の取消し，工事停止，原状回復等の命令-----	5 1

